

大学院医学系研究科における成績評価に関する申合せ

[令和4年7月6日制定]

1. 成績評価基準の明示及び模範解答等の提示について

授業担当者は、学生の主体的学修を促進するため、成績評価基準の明示、および模範解答等を提示する。

成績評価基準は、「成績の評価に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）」のとおりにし、成績評価はこれに沿って行う。模範解答等の提示に関しては、授業のフィードバックが目的であり、解答例の口頭解説や資料配布など、適宜授業に相応しい形で行う。

2. 成績評価の分布について

1) 授業担当者は、成績評価分布の偏りに留意しながら成績評価を行う。

2) おおよそ10名以上の授業科目について、該当の委員会である医科学専攻博士課程小委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程小委員会、看護学専攻博士前期課程委員会（以下「当該委員会」という。）において、毎年度、前年度の成績評価分布状況を点検し、単位認定が厳格かつ客観的に行われているか確認する。

3) 当該委員会は、評価に偏りがある授業科目について、必要に応じ授業担当教員にその理由を求めることができる。

4) 当該委員会は、改善が必要と判断される場合には、授業担当教員に検討を依頼する。

3. 成績評価にかかる資料（答案等）の保管について

授業担当者は、すべての授業において、成績評価の実施における客観性を担保するため、さらには成績不服申し立てがされたとき等の備えとするために、成績評価の根拠となる資料を検証できる状態で3年間保管する。

附 記

この申し合せは、令和4年7月6日から実施し、令和4年度4月1日から適用する。